

吹田市公募型見積り合せ心得書(事前審査型)

制 定 平成26年 5月26 日
最近改定 令和 7年 4月 1 日

(目 的)

第1条 この心得書は、吹田市(以下「市」という。)が発注する建設工事等(測量等コンサルタント業務を含む。)に係る公募型見積り合せに参加しようとする者(以下「見積者」という。)が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 見積者は、地方自治法、同施行令、吹田市財務規則及びその他の関係法令並びにこの心得書を遵守しなければならない。

2 見積者は、見積り合せに際し、市の指示に従い円滑な見積り合せに協力するとともに公正な見積り合せを妨害するような行為をしてはならない。

3 見積り合せ及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な見積り合せの確保)

第3条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律((昭和 22 年法律第 54 号)(以下「独占禁止法」という。))その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積者は、この心得書、設計図書、現場を十分検討し、また契約締結に必要な条件等を熟知のうえ、見積り合せしなければならない。あらかじめ設計図書等に係る質疑期間を設定した場合は、指定された方法により質疑をすることができる。なお、仕様書、図面等の設計図書等の受領を拒否した者又は図面及び設計書等の実費を徴収する場合において、これを納付しない者は見積り合せの参加を辞退したものとみなす。

3 見積者は、見積に当たっては他の見積者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

4 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

(見積り合せ参加資格)

第4条 見積者は、見積り合せに係る公告又は公表した指定期日までに、指定した確認書類を市に提出し、参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 市は、前項の参加資格の有無の決定を行ったときは、当該申請をした者に通知する。

3 次の各号に該当する者は見積り合せに参加することができない。

(1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者

(2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当する者

(3) 第1項に規定する公告等に掲げる必要な資格を有さない者

(4) 公告等の日から契約の相手方の決定日までの間に参加資格を取り消されている者

(5) 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の有効期限が失効している者。参加希望工事種類について、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の総合評価値(P点)の記載のないものはこれに準ずる。

(6) 当該見積り合せにおいて他の見積者の代理を行っている者

(7) 前各号に掲げるもののほか、正常な見積り合せの執行を妨げる等の行為をなす恐れのある者又はなした者

(見積等)

第5条 見積者は、説明書、仕様書及び現場等を熟覧の上、見積書を提出しなければならない。この場合において、仕様書及び図面等につき疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 見積書は所要の記入・押印(押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載しなければならない。)をした上、市が指定した期限(以下「見積書提出期限」という。)までに所定の場所へ提出しなければならない。

3 見積者は、見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(見積の辞退)

第6条 見積者は、当該見積書提出期限までの間、いつでも見積を辞退することができるものとし、見積書提出後の辞退は一切認めない。

2 見積を辞退するときは、文書により申し出るものとし、貸与した設計図書等があるときは速やかに返却しなければならない。

3 見積を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

(見積書の提出)

第7条 第4条の規定により参加資格があると認められた見積者は、指定する日時及び場所を厳守し、担当職員の指示に従い、円滑な見積り合せの執行に協力しなければならない。

2 貸与した設計図書等がある場合は、これを返却しなければならない。

3 見積書の記載金額は、消費税等相当額を除いた額とする。

4 見積に際し、当該見積の根拠となる積算内訳書その他指定する書類の提出を見積条件としている場合は、見積書と同時に指定する方法により提出しなければならない。

(見積り合せの取り止め)

第8条 見積者が、第2条又は第3条に抵触した恐れがあるとき等、市が必要と認める場合は、当該見積者を公募型見積り合せに参加させず、又は見積り合せの執行を延期し、若しくは取り止めることができる。この場合において、市が必要と認めるときは、当該見積り合せに関する調査を行うことができるものとする。

2 前項の規定により市が調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

3 見積り合せの執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、見積り合せの執行を延期し、又は取り止めることができる。

(見積の無効)

第9条 次の各号の一に該当する見積り合せは無効とする。

(1) 参加資格を有しない者が行った見積又は虚偽の申請を行った者がした見積

(2) 見積に関する諸条件に違反した見積

(3) 参加資格確認に必要な添付資料を提出しない者がした見積

(4) 指定された方法及び書式で提出されない見積

(5) 記名、押印を欠く見積(朱肉を使用しない押印を含む。)なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札を含む。

(6) 金額を訂正した見積、又は金額の記載が不明瞭な見積(容易に消去できる文具で記載された見積を含む。原則として、黒のインク又はボールペンとする。)

(7) 誤字、脱字などにより意思表示が明確でない見積

(8) 所定の日時を過ぎて提出された見積、所定の場所に提出しない見積

(9) 一の見積に対して2通以上の見積書を提出した見積

(10) 見積者が他の見積者の代理人を兼ねてした見積

(11) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による見積

(12) 同一見積り合せに参加する複数の者の関係(共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。)が、次のいずれかに該当する者が行った見積。ただし、見積書を提出するまでに、該当する者の1者を除く全てが見積を辞退した場合には、残る1者の見積は有効とする。

① 子会社等と親会社等(会社法及び会社法施行規則の規定による子会社等及び親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

③ 一方の会社等の役員(持株会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

④ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下、単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

⑤ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(13) 同一見積り合せに参加する事業協同組合とその組合員又は同一の組合員が重複して加入している事業協同組合同士が行った見積

(14) 参加資格確認審査により参加資格を確認された者であっても、その後、契約の相手方の決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者がした見積

(15) 参加資格確認審査により参加資格を確認された者であっても、その後、契約の相手方の決定の日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当した者がした見積

(16) その他公募型見積り合せに関する条件に違反した見積

(契約の相手方の決定)

第10条 有効な見積書を提出した者のうち、最低の価格(予定価格以下最低制限価格以上)を参考に、本市が交渉する単価を決定する。決定した単価を有効な見積書を提出した全ての者に提示し、その単価で契約締結を希望する全ての者と、契約を締結する。

(契約書等の提出)

第11条 契約の相手方の決定者は、市から交付された契約書については契約書頭書記載の契約日(以下「契約日」という。)までに、配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合については、その調書を決定後速やかに市に提出しなければならない。契約に必要なその他の書類については、決定の日から10日以内に提出するものとする。ただし、市の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 決定者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求められた場合には、契約日までにその誓約書を提出するものとする。

3 決定者が前項に規定する誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

(契約保証金)

第12条 決定者は、各発注段階において、契約単価金額に工事指示数量を乗じて得た合計額に、消費税相当額を加算した額の10%以上の契約保証金を現金等で市に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。ただし、還付する契約保証金には利息は付さないものとする。

(契約の確定)

第13条 契約は、市長が決定者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(決定の取り消し)

第14条 市は、契約の相手方の決定日から契約の確定日までの間に決定者(決定者が共同企業体の場合は、その構成員を含む。)が次の各号のいずれかに該当した時は、当該契約の相手方としての決定を取り消すことができる。

- (1) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき
 - (2) 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けたとき
 - (3) 建設業法施行規則第18条の2に違反したとき
 - (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - (5) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - (6) 第9条第11号に該当する行為があったと認められるとき
 - (7) 配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合に、その調書を提出しないとき
 - (8) 正当な理由がなく、第11条に定める期間内に契約を締結しないとき
- 2 前項の規定により決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第15条 見積者は、見積書の提出後、この心得書、設計図書、仕様書、現場、契約書及びその他契約締結に必要な条件等についての不明を理由として、異議申し立てをすることはできない。

附 則

この心得は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この心得は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和 7年 4月 1 日から施行する。